

議案第20号

第4期加西市障害福祉計画の策定について

第4期加西市障害福祉計画を別紙のとおり策定することについて、加西市議会基本条例第11条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

(審議資料)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間を計画期間とする第 4 期加西市障害福祉計画を策定するにあたり、加西市議会基本条例第 11 条の規定により、議会の議決を求めるもの。 （後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

政策等の形成過程説明資料

平成27年3月定例会

議案等の件名	議案第20号	政策等の区分	計画・事業・条例
	第4期加西市障害福祉計画の策定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定により各自治体での策定が義務づけられており、自治体の障がい施策の基本方針である障害者基本計画に基づき、障害福祉サービス等の必要量を見込み、事業の提供体制の確保等に関して内容を定めるものである。
 加西市では、平成24年度～平成26年度を期間とする第3期加西市障害福祉計画を策定し、サービス等の充実を図ってきた。第3期計画の終了に伴い、その実施状況や国の基本指針及び県の方針などを踏まえて、次期3か年の実施計画である第4期加西市障害福祉計画を策定するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

全国の自治体において、障害者総合支援法の規定に基づき策定

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策19	地域で支え合う安心の暮らし

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	加西市障害者基本計画(障害者基本法第11条)
策定年度	平成26年度
計画期間	平成27年度～平成32年度

⑤【関連する法令及び条例、規則】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」(平成17年法律第123号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
2,293,400	1,720,050			573,350

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

目標とするサービス量が全て達成できた場合は、事業費ベースで3か年で約339,300千円の増加が見込まれる。(平成27年度約85,700千円の増、28年度約113,100千円の増、29年度約140,500千円の増)
 財源内訳:国1/2、県1/4、市1/4

⑧【市民参加の状況】

有・無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

計画策定委員会委員は、障がい者団体、福祉事業所、民生委員児童委員、医師会の各代表及び一般公募委員等で構成。
 また、平成26年12月1日～12月26日の間でパブリックコメントを実施したが意見は無かった。

⑨【政策の効果予測】

各種サービスの見込計画を策定することによって、サービスの提供体制が計画的に進められることになり、もって、障がい者(児)が地域において自立した日常生活又は社会生活を送ることに寄与する。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	地域福祉課	有 無